

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定家庭用機器に、液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機を加えること。（第

一条関係）

第二 政令で定める特定家庭用機器廃棄物に、電気洗濯機及び衣類乾燥機が廃棄物となつたものを加え、当

該特定家庭用機器廃棄物について政令で定める事項として特定物質等の回収、破壊等を定めること。（第

二条関係）

第三 再商品化等を実施すべき量に関する基準を見直すこと。（第三条関係）

第四 この政令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。（附則関係）